

☆☆☆



Rotary International

神戸中ロータリークラブ

定 款

2013年7月1日規定審議会改正に基付き改正

2014年3月18日



Rotary International

神戸中ロータリークラブ定款

第1条 定義

以下の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、以下の意味を持つ。

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細則：本クラブの細則
3. 理事：本クラブの理事会のメンバー
4. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. R I：国際ロータリー
6. 年度：7月1日に始まる12ヶ月間

第2条 名称

本会の名称は、神戸中ロータリー・クラブとする。
(国際ロータリー加盟会員)

第3条 クラブの所在地

本クラブの所在地域は次のとおりとする。
兵庫県神戸市中央区

第4条 目的

ロータリーの目的は、意義のある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある。

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること。
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、他者に役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること。
- 第3 ロータリアン井取り一人が、個人として、また事業及び社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること。
- 第4 奉仕の理念により結ばれた職業人が世界的なネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第5条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動の哲学的および実地的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わる。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を實踐していくという目的を持つ。会員の役割には、ロータリーの理念にしたがって自分自身を律し、事業を

行なうことが含まれる。

3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成る。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成る。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力要請活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第6条 会合

第1節 例会

- (a) 日および時間。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。
- (b) 会合の変更。正当な理由ある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。
- (c) 取消。例会日が一般に認められた祝日を含む法定休日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。但し、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。なお、お盆休みは、祝日・法定休日と評価される。

第2節 年次総会

役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

第7条 会員身分

第1節 全般的資格条件

本クラブは、善良な成人であって、職業上、および

地域社会において良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

第2節 — 種類 本クラブの会員の種類は、正会員および名誉会員の2種類とする。

第3節 — 正会員

本クラブは、R I 定款第5条第2節に定められた資格条件を満たす者を、本クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 — 移籍会員、元クラブ会員

- (a) 会員は、移籍会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができる。また、元クラブも、本節によって、移籍会員または元クラブ会員を推薦することができる。
- (b) (a)の会員候補者が正会員に選ばれることによって、クラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。
- (c) (a)の会員候補者が、他のクラブの現会員または元会員であり、そのクラブに対し負債が残存する場合は、本クラブへの入会資格はない。本クラブは、会員候補者に対して、現在またはかつて所属していたクラブに対して債務が無いことの書面による証明を求めなければならない。
- (d) 移籍会員、元クラブ会員は、正会員として入会するについては、本クラブに対して、かつて所属していたクラブの理事会から、そのクラブの会員であったとの証明を提出しなければならないし、可能な限り、そのクラブからの推薦状を持参するべきである。
- (e) 本クラブは、他のクラブから要請があった場合、他のクラブの会員候補者となっている本クラブの現会員または元会員が、本クラブに対して金銭的債務を負っているかどうかについての書面を提供する。なお、この要請が送達されてから30日以内にその文書を提供しない場合は、当該会員が本クラブに債務を負っていないと看做される。

第5節 — 二重会員 本クラブと別のロータリークラブにおいて、同時に正会員になることはできない。

いかなる人も本クラブにおいて、会員であると同時に名誉会員になることはできない。また、いかなる人も、本クラブの正会員であると同時にローターアクトクラブの会員になることはできない。

第6節 — 名誉会員

(a) 名誉会員の資格条件。本クラブは、ロータリーの理念を推進するために称賛に値する奉仕をした人、及びロータリーの目的を末永く支援したことで

ロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名誉会員に選ぶことができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。名誉会員は二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持することを妨げない。

(b) 権利および特典。 名誉会員は、入会金および会費の納入義務はないが、投票権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類の制限を受けず、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も認められないが、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利を有する。

第7節 — 公職に就いている人 一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、その公職の職業分類においては、本クラブの正会員となる資格を有しない。但し、学校、大学その他の教育施設に就職している者、または裁判官に任命された者には適用されない。

会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

第8節 — R I の職員 R I に雇用されている者も、本クラブにおいて会員の身分を保持することができる。

第8条 職業分類

第1節 — 一般規定

(a) 主な活動。 各会員は、その行っている事業、専門職務、または社会奉仕の種類にしたがって、職業分類される。

職業分類は、会員の所属する会社、企業、団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すもの、会員の主たる事業でかつ一般世間に認められている事業、または専門職務を示すもの、会員の社会奉仕活動の種類を示すものでなければならない。

(b) 是正または修正。 理事会は、正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。是正または修正の提案をする場合、理事会は、当該会員に対して事前には是正または修正の内容を告知したうえで、これに対して聴聞の機会を与えなければならない。

第2節 — 制限

職業分類において、5名またはそれ以上の正会員がいる場合は、新たに同じ職業分類で、正会員を選んではならない。但し、会員数が51名以上となった場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正

会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選ぶことができる。

引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。

会員が正会員に選ばれることによって同じ職業分類者の数が制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、あるいはR I 理事会によって定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員に選ばれることを妨げるものであってはならない。

会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

第9条 出席

第1節 一般規定

各会員は、本クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、およびその他の行事や活動に参加しなければならない。

会員が、例会に出席したものと評価されるには、その例会の少なくとも60パーセントに相当する時間出席しなければならない。但し、会員が例会等が継続中にその会合から退去しなければならない場合、会員は、その後理事会に対して、その理由が相当であることを示し、承認を受けることで出席したとの評価を受けることができる。

また、次のような方法で欠席をメイクアップすることができる。

(a) 例会の前後14日間。

例会の定例の時の前14日または後14日以内に

(1) 他のロータリークラブ、他のロータリークラブの衛星クラブ、または仮クラブの例会に60パーセント相当する時間出席すること。または、

(2) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ロータリーアクト・クラブ、仮インターアクト・クラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または、

(3) R I 国際大会、規定審議会、国際協議会、R I 元ならびに現役員のためのロータリー研究会、R I 元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、R I 理事会またはR I 理事会を代行するR I 会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、R I の委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区研修・協議会、R I 理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること。または、

(4) 他クラブの例会に他クラブの衛星クラブの出

席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが定例の時間または場所に例会を開いていなかった場合。または、

(5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブがスポンサーした地域社会の行事や会合に出席すること。または、

(6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または、

(7) クラブのウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。

但し、会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で他クラブあるいは衛星クラブの例会に出席した場合は、メイクアップの期間制限に拘束されない。この出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメイクアップとして出席と評価される。

(b) 例会時において。

例会のときに、

(1) 本節(a)項の(3)に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途中にある場合。または、

(2) R I の役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの職務に携わっている場合。または、

(3) 地区ガバナーの特別代理として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。または、

(4) R I に雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。または、

(5)メイクアップすることができないような僻遠地で、地区、R I またはロータリー財団の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または、

(6) 理事会が正当に承認したロータリーの職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第2節 転勤による長期の欠席

会員が転勤し、その地で長期にわたって実際に業務に従事している場合、本クラブとその地の指定クラブ間の合意があれば、指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席と評価される。

第3節 出席規定の免除

次のような場合、出席の義務は免除される

(a) 正当な理由による欠席。

理事会は、会員から欠席の正当な理由の提示を受けた場合、欠席を承認することができる。但し、この出席義務の免除は、最長12ヵ月間までとする。但し、健康上の理由から12ヵ月間を超えて欠席が必要となる場合は、理事会が改めて、一定期間の欠席を認めることができる。なお、健康上の理由による欠席は、クラブの出席記録上で欠席として算入されな

い。

(b) ロータリー歴

理事会は、会員が、一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、その会員が、出席義務の免除の希望を、書面をもって、クラブ幹事に通知をした場合、その会員の欠席義務の免除を承認することができる。

第4節 R I 役員欠席

会員が現役のR I 役員または、現役のR I 役員の配偶者（または、パートナー）である場合、その会員は出席義務を免除される。

第5節 出席の記録

本条第3節(a)で出席義務を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員の欠席は、出席率の前提となる出席記録に含まれない。本条第3節(b)または第4項において出席義務を免除された会員が、クラブ例会に出席した場合は、その会員の出席は、本クラブの出席率の前提となる会員数と出席者数に含まれるものとする。

第10条 理事および役員

第1節 管理主体

本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節 権限

理事会は、全役員および全委員会に対して総括的管理権を持つものとし、正当な理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節 理事会による最終決定

理事会による決定は、本定款等に定める異議申立の手続きを採らない限りは、クラブのあらゆる事項に関する最終なものである。但し、会員身分の終結の決定に関しては、会員は第12条第6節の規定にしたがって、クラブに異議申立てするか、調停または仲裁を申し立てることができる。

理事会の決定に対して異議申立てがなされた場合、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の反対意見によってのみ覆すことができる。なお、異議申立てがなされた場合、その意見聴取をする例会の少なくとも5日前に、幹事により、意見聴取の予定であることの予告が、各会員に対して与えられていなければならない。この場合は、例会でのクラブの決定が最終決定となる。

第4節 役員

クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長、会場監督(SAA)を役員に含めることができる。このうち、会長、会長エレクト、および副会長は、当然に、理事会の構成員とし、幹事、会計および会場監督は、細則の定めるところにしたがって、理事会のメンバ

ーとすることができる。

第5節 役員選挙

(a) 会長を除く役員任期

各役員はクラブ細則の定めるところにしたがって選挙される。会長を除く各役員は、選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。

(b) 会長の任期

会長は、細則の定めるところにしたがって、就任する日の直前18ヶ月以上2年以内に選挙されるものとし、選挙された時点から会長ノミニーに就任する。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に会長エレクトの役職名が与えられる。会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする

(c) 資格要件

各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。クラブ会長の候補者は、指名に先立つ少なくとも1年間、当クラブの会員でなければならない。但し、1年未満であっても、地区ガバナーが、当会員の奉仕活動がこの要件の趣旨を満たしていると判断した場合はこの限りではない。

会長エレクトは、ガバナーエレクトから免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に出席しなければならない。免除された場合は、会長エレクトは、本クラブによって指名された代理を派遣しなければならない。

この代理として派遣された者は会長エレクトに対し結果報告する。

会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、この会長エレクトはクラブ会長に就任できない。この場合、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であると評価する研修に出席した新たな会長が正式の手続きによって選出されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務める。

第11条 入会金および会費

すべての会員は、細則に定める入会金および年會費を納入しなければならない。但し、第7条第4節に従い、本クラブの会員に選ばれた、他クラブに属する移籍会員、属していた元会員、あるいは、本クラブに再入会する本クラブ元会員は、入会金の納入を義務付けられない。なお、

本クラブの会員に選ばれ、入会前2年以内にローターアクトとして会員身分を終了したローターアクターには、入会金の支払いが義務付けられない。

第12条 会員身分の存続

第1節 期間 会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続する。

第2節 自動的終結

(a) 会員の資格条件 会員が、会員の資格条件を欠いたときは、会員身分は自動的に終結する。但し、

(1) 理事会は、会員が本クラブの所在地域外、またはその周辺地域に移転する場合、新しい地域にあるロータリークラブを訪問し、関係を築くために1年以内の期間に限って、出席義務の特別免除を与えることができる。但し、この場合、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていなければならない。

(2) 理事会は、本クラブの所在地域外またはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。但し、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていなければならない。

(b) 再入会 会員の会員身分が本節(a)の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。この場合、2度目の入会金の納入は義務づけられない。

(c) 名誉会員の会員身分の終結 名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間をさらに延長することができる。また、理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 終結 — 会費不払

(a) 手続。 会員が所定の期限後30日以内に会費を納入しない場合は、幹事は、その会員に対して、その判明している最新の連絡先に、書面をもって催告しなければならない。催告書面が送達後10日以内に会費が納入されなければ、理事会は、その判断によって、当該会員身分を終結させることができる。

(b) 復帰。 理事会は、その会員から嘆願があり、かつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。但し、同人の以前の職業分類が本定款の第8条第2節に適用していない場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第4節 — 終結 — 欠席

(a) 出席率。 会員は

(1) 年度の各半期間において、メイクアップを含む例会出席率が少なくとも50パーセントに達して

いなければならない。

(2) 年度の各半期間に開かれた本クラブの例会総数のうち少なくともその30パーセントに出席または、クラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に参加しなければならない（ガバナ一補佐は、この義務を免除されるものとする。）。会員が以上に規定する出席が履行されない場合、理事会は、その欠席が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結させることができる。

(b) 連続欠席。 理事会は、その会員の欠席が正当かつ十分な理由があると認められない場合、または第9条第3節もしくは第4節に従う場合を除いて連続4回例会に出席せず、メイクアップもしていない場合、その会員に対し、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知し、その過半数による決議によって、会員の会員身分を終結させることができる。

第5節 — 他の原因による終結

(a) 正当な根拠。 理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、または、他に正当かつ十分な理由が存する場合、会員身分の終結の目的のために招集された理事会において、出席した理事の3分の2を下らない賛成によって、その会員身分を終結させることができる。なお、この決議の指針となる原則は、第7条第1節および「四つのテスト」ならびにロータリークラブ会員として持つべき高い倫理基準とする。

(b) 通知。 本節(a)項の下に会員身分の終結する決議をする場合は、理事会は、当該会員に対して、少なくとも10日間の予告期間を通知し、書面による答弁を提出する機会を与えなければならない。また、当該会員は、理事会に出席して、自分の立場を釈明する権利を有する。なお、その通知は、書面により、配達証明郵便または書留郵便によって、その会員の判明している最新の連絡先に送付されなければならない。

(c) 職業分類の充填。 本節の規定によって理事会の決定により正会員の会員身分を終結し、その決定に対して、当該会員から異議申立があった場合、これに対する意見聴取の期限が過ぎて本クラブの決定または仲裁人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選んではならない。但し、終結に関する理事会の決定が覆されても、新会員の入会によって同一職業分類に属する会員の制限を超えない場合はこの限りではない。

第6節 — 会員身分の終結の異議申立、調停または仲裁を求める権利

(a) 通知。 幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面

をもって、当該会員に通知しなければならない。その会員は、通知が送達されてから14日以内であれば、幹事に対して、書面をもって、クラブに異議申立をするか、調停、もしくは第16条に定める仲裁を要請するか、いずれかの意思のあることを通知することができる。

(b) 異議申立に対する意見聴取の期限。 理事会は、その会員からクラブに対して異議申立をする旨の書面が送達された場合、その送達後21日以内に、異議申立の意見聴取を行うための例会を開催しなければならない。この場合は、例会の日程及びその例会で行なわれる内容について、その例会の少なくとも5日間前までに、書面をもって、全会員宛に通知しなければならない。この場合の例会は、本クラブの会員のみ出席する例会とする。

(c) 調停もしくは仲裁。 調停もしくは仲裁の手続は第16条のとおりである。

(d) 異議申立。 もし異議申立が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてを拘束するものとなり、さらに仲裁を要請することはできない。

(e) 仲裁人または裁定人の決定。 仲裁が要請され、仲裁人によって決定が下された場合、もしくは両仲裁人が合意に達せず裁定人により決定が下された場合は、それぞれが最終の決定であって、当事者すべてを拘束するものとなり、さらに提訴することはできない。

(f) 調停の不成立。 調停を申し立てたが、調停が不調で終了した場合、本節(a)項の規定に従い、会員は、クラブに対し、異議申立をするか仲裁を要請することができる。

第7節 — 理事会による最終決定

もしクラブに対する異議申立も行われず、仲裁も要請されなかった場合は、理事会の決定が最終決定となる。

第8節 — 退会

いかなる会員も、本クラブからの退会申出は会長または幹事宛ての書面をもって行い、理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていなければならない。

第9節 — 資産関与権の喪失

いかなる理由においても本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対して、いかなる形式、方法によっても、それらに関与することができるあらゆる権利を喪失する。

第10節 — 一時保留

本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会は、出席者の3分の2以上の賛成によって、その会員が理事会の決定する期間と追加条件に従うことを前提

として（但し、いかなる場合も、相当期間内で）、以下の場合、会員の会員身分を一時保留とすることができる。

(a) 告発 会員が、本定款に従うことを拒否または怠り、あるいは会員としてふさわしくない行動・言動、またはクラブに害をもたらすような行動・言動をしたという信憑性のある告発があり、

(b) 立証 これらの告発が立証され、これらの告発の内容が、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となり、

(c) 当該会員がその会員身分の終結に関する結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が取られるまでの間は、当該会員の会員身分に関していかなる措置も取らないことが望ましいとされる場合、または、

(d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する決議を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やその他の本クラブの活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきであると判断できる場合（なお、この場合、本項の目的のため、当該会員は出席義務を免除されるものとする）。

第13条 地域社会、国家および国際問題

第1節 — 適切な主題

地域社会、国家および世界の一般福祉にかかわる公共問題の功罪は、本クラブの会員にとって関心事であり、会員の啓蒙となり各自が自己の意見を形成するうえで、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象としては適切な主題というべきである。

しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節 — 支持の禁止

本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

第3節 — 政治的主題の禁止

(a) 決議および見解 本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を採択したり配布したりしてはならない。また、これらに関して行動を起こしてはならない。

(b) 嘆願 本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府、公共団体等に対して嘆願してはならない。またそれに関して書状を送付したり、演説をしたり、提案を公表してはならない。

第4節 ロータリーの発祥を記念して

ロータリーの創立記念日（2月23日）の属する週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、

本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置くこととする。

第14条 ロータリーの雑誌

第1節 購読義務

R I 細則に従い、本クラブがR I 理事会によって、本条規定の義務を免除されていない限り、各会員は、会員身分を保持する限りR I の機関雑誌またはR I 理事会から本クラブに対して承認並びに指定されている地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。なお、同じ住所に住むロータリアンが複数いる場合、上記雑誌を合同で購読するという選択肢も存する。

購読の期間は6か月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期の中で会員でなくなった場合でも、その期の末日まで継続する。

第2節 購読料

前節の雑誌の購読料は、半年ごとに、クラブが、各会員から徴収し、R I の事務局またはR I 理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

第15条 目的の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾したものと看做される。会員は、この義務を履行することによって、本クラブ会員としての特典を受けることができる。各会員は、定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従わなければならない。

第16条 仲裁および調停

第1節 意見の相反 理事会の決定に関すること以外で、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間に異なる意見が発生し、規定されている手続きによっては解決できない場合、論争当事者のいずれかは、幹事に対して、仲裁によって裁定を行うか調停によって解決をはかることを要請することができる。

第2節 調停または仲裁の期限 調停または仲裁が要請された場合、理事会は、論争当事者と協議して、調停または仲裁の要請を受理してから21日以内の日程を決定しなければならない。

第3節 調停 この調停の手続きは、代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたものであるか、またはR I 理事会もしくはロータリー財団管理委員会が定めた指針文書によって薦められるものによらなけれ

ばならない。調停人にはロータリークラブの会員のみが指定されることができ、クラブは、ガバナーまたはガバナー代理に対して、適切な調停技能と経験を有するロータリークラブの会員を調停人に任命するように要請することができる。

(a) 調停の結果 調停によって当事者同士が合意に達した結果もしくはその決定は記録され、各当事者がその記録をそれぞれ保管する。さらに、当事者のいずれかは、理事会にも記録を1部提出しなければならない。幹事がそれを保管する。各当事者は、クラブへの報告のために、当事者が承諾できる結果に関する要約文を作成し、理事会に提出しなければならない。当事者の一方が調停内容を十分に履行しなかった場合、もう一方の当事者は会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。

(b) 調停の不成立 調停を要請したが、調停が不調により終了した場合、その当事者は本条の第1節に定める仲裁を申し立てることができる。

第4節 仲裁 仲裁が要請された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定し、両仲裁人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人及び仲裁人はロータリークラブの会員でなければならない。

第5節 仲裁人または裁定人の決定 仲裁が要請され、両仲裁人によって合意に達した決定、もしくは、両仲裁人が合意に達し得なかった場合の裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、当事者はさらに異議申立することはできない。

第17条 細則

本クラブは、R I の定款・細則、R I によって管理上の地域単位が認められている場合にはその手続規則、及び本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設け、同細則は細則中に定められているところにしたがって随時改正することができる。

第18条 送付の方法

「送付」「通知」「郵便」、「郵送」および「郵便投票」という用語には、経費を節約し応答を頻繁にするために、電子メール（Eメール）及びインターネット等の活用を含めることができる。

第19条 改正

第1節 改正の方法

本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式についてはR I 細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

第2節 第2条と第3条の改正

定款の第2条（名称）および第3条（クラブの所在地）は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、出席している会員のうち投票した会員の3分の2の賛成の投票によって、改正することができる。但し、当該改正案の通知が、これを決議する例会の少なくとも10日前までに、各会員及びガバナーに送付されなければならない。また、かかる改正は、R I 理事会に提出してその承認を求めなければならない、その承認があつて初めてその改正は効力を有する。ガバナーは、提出された改正案に関してR I 理事会に意見を提供することができる。

会 長 河村公逸
監 修 茂木立 仁